

中学校浄化槽維持管理業務委託 仕様書

□ 浄化槽保守点検業を行う者の資格

浄化槽法第48条並びに奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条の規定に基づき、本維持管理業務を受託する者は、奈良県知事の登録を受けるとともに、浄化槽管理士の資格を有する者を保守点検業務に従事させなければならない。また、本業務を第三者に委託してはならない。

□ 保守点検回数

浄化槽法施行規則第6条の規程に基づき、次の通りとする。

合併浄化槽 1箇月に4回

□ 通常管理作業の内容

浄化槽法施行規則第2条、第3条に定める保守点検及び清掃の技術上の基準に基づき次のとおり管理作業を行うものとする。

- 1 管きょ 汚物、滞留、閉塞、漏水、雨水流入等の点検及び除去
- 2 浄化槽各室 水位の異常、漏水、スカム、汚泥量及び衛生害虫発生状況等の点検
- 3 機械類 モーター、ポンプ、破砕機等、駆動回転部分の温度、回転音、振動、注油等の点検
- 4 流入管きょ、インバート弁、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出口、放流管きょの付着物、沈殿物等の清掃及び除去
- 5 バッキタンク又は、バッキ槽内の混合液、汚泥沈殿試験
- 6 消毒設備の点検及び薬剤の補充
- 7 放流水の水質検査（水温、色相、臭気、透視度、PH、残留塩素、亜硝酸、溶存酸素等、必要事項）
- 8 オイル、グリスの補充交換
- 9 合併浄化槽の排出水（放流水）～年1回PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、窒素、リンについて環境計量士による水質検査を受け、その計量証明書を提出し、その費用を見込むこと。
- 10 水質汚濁物質排出量総合調査費・調査票記入業務等及び第6次水質総量規制に伴う汚濁負荷量測定費・同届出書作成業務・関係機関への提出等を含む。

□ 特別管理作業の内容

- 1 機器の分解、故障の修理
- 2 汚泥抜き取り清掃
- 3 その他緊急事故発生時の点検、清掃

※特別管理作業については、教育委員会事務局教育総務課と協議のうえ実施する。

□ 浄化槽点検報告書の提出

浄化槽法施行規則第 5 条第 2 項但し書に定めるところにより、合併浄化槽と単独浄化槽の別に管理作業の内容を明記した各学校の浄化槽保守点検報告書を定期的に提出すること。

浄化槽維持管理業務対象箇所一覧表

区 分	種 別	施設名／Tel	所 在 地	処 理 方 式	人 槽
中学校	合 併	桜井東 47-7337	初瀬 1655	接触バッキ方式	2 1 5 人槽
		桜井西 45-2731	大福 747	長時間バッキ方式	3 1 0 人槽

※ 水質汚濁物質排出量総合調査費・調査票記入業務等及び第6次水質総量規制に伴う汚濁
負荷量測定費・同届出書作成業務・関係機関への提出等を含む。